

平成21年12月28日
社会保険庁運営部年金保険課
適用・徴収対策室
(担当・内線) 下大薗 (3604)
渡辺 (3607)
(代表電話) 03(3935)1111
(ダイヤルイン) 03(3935)2796

報道関係者 各位

茨城社会保険事務局管内の社会保険事務所における標準報酬月額の不適正な遡及訂正処理の疑いのある事案の調査結果について

標記について、別添のとおり公表します。

平成 21 年 12 月 28 日
社 会 保 險 庁

茨城社会保険事務局管内の社会保険事務所における標準報酬月額の 不適正な遡及訂正処理の疑いのある事案等の調査結果について

1. 調査の目的

茨城社会保険事務局管内の水戸南、土浦社会保険事務所において、保険料の徴収率を上げるため、標準報酬月額の不適正な遡及訂正処理により、滞納額の取消が行われているという新聞報道があったことから事実関係の調査を行った。

2. 調査の状況

(1) 関係書類の調査

水戸南、土浦社会保険事務所に保存されていた書類（水戸南：平成 14 年度～平成 17 年度、土浦：平成 15 年度～平成 17 年度）から財産の差押え、又は平成 17 年度に保険料の徴収決定の取消が行われている事業所を抽出し、被保険者の記録を確認したところ、差押え後、概ね 1 か月以内に事業主及び役員の標準報酬月額について遡及訂正が行われている等の不適正な処理の疑いがある事案が 97 事業所 142 件確認された。

また、水戸南社会保険事務所において、保険料の徴収決定の取消を行っている事案について、当該取消を行う理由が不明確な事案が 6 事業所 7 件確認された。

(2) 事業主に対する調査

上記 (1) の調査で把握した 97 事業所の事業主に対して、当該標準報酬月額の引下げは事実と相違していないか、事実と相違している場合は、社会保険事務所職員による届出の指導、示唆がなかったかどうかについて書面調査を行った。

その結果、8 事業所から事実と相違しているとの回答があり、うち 3 事業所から標準報酬月額の遡及訂正について、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった。

(3) 職員に対する面談調査

① 標準報酬月額の遡及訂正処理に関する調査

本庁職員が、上記(1)で把握した事案について、滞納処分票等から当時の担当者等を調査し、職員 34 名に対し、面談により当該事案への関与の有無を確認したが、不適正な遡及訂正処理への関与について自認する職員はいなかった。更に、上記(2)の事業主からの回答の内容についても確認を行ったが、同様に不適正な遡及訂正処理への関与について自認する職員はいなかった。

また、滞納処分票等の関係書類を確認したが、事実と相違する標準報酬月額の遡及訂正を指導、指示するような記述はなかった。

本調査において、報道にあった「滞納取消額の自動算出ソフト」について調査したが、会計検査院から適用もれ等の指摘を受けた場合に、会計検査院に報告すべき徴収不足額を計算するための「計算シート」はあったが、新聞報道に

あるような「滯納取消額の自動算出ソフト」は存在しなかった旨の回答があつた。なお、当該「計算シート」が不適正な遡及訂正処理に用いられていたという事実は確認できなかつた。

② 保険料の徴収決定の取消に関する調査

本庁職員が、上記（1）の調査において把握した保険料の徴収決定の取消を行っている理由が不明確な6事業所7件について、関係書類を精査するとともに、当時の徴収課担当者に面談調査を行つたところ、次のような不適正な会計処理が確認された。

(ア) 滞納保険料の一部として領収したものとこれに充てず、督促指定期限が到来していない月分の保険料を更正増額するなどし、これに充てることで、新たに延滞金を発生させないようにしていた。また、これと同額の滞納保険料について徴収決定の取消処理を行つてゐた。（徴収決定取消2件、11,604千円）

(イ) 事業主から既に時効となつた月分の保険料の納付があり、本来ならば還付しなければならないものを還付せず、全喪後の月分の保険料として収納し、これと同額の時効となつた保険料を徴収決定の取消処理を行つてゐた。（徴収決定取消2件、600千円）

(ウ) 時効が完成した滞納保険料について、本来不納欠損処理を行うべきところ、徴収決定の取消処理を行つてゐた。（徴収決定取消3件、458,146千円）

当該処理について、水戸南社会保険事務所の元徴収課係員が、当時の徴収課職員6名のうちの誰かから指示を受け決議書を作成したものと思われるが、誰の指示だったかは覚えていない旨回答したことから、当時の徴収課職員に確認を行つてゐるが、指示した職員は特定できていない。

3. 調査の結果

(1) 財産の差押え後、概ね1か月以内に事業主及び役員の標準報酬月額について遡及訂正が行われている事案等について、標準報酬月額の不適正な遡及訂正処理に関わつたと自認した職員はいなかつた。

(2) 不適正な会計処理が確認された事案（6事業所7件）について、元徴収課係員は、当時の徴収課職員の誰かから指示を受け処理したものと思われるが、誰の指示だったかは覚えていない旨回答した。このため、当時の徴収課職員に確認を行つてゐるが、指示した職員は特定できていない。

(3) 茨城社会保険事務局における保険料徴収関係の会議資料及び議事録を確認したが、事実に反する処理を指示しているような記述は確認されなかつた。

(4) なお、滯納事業所について、不適正な事務処理が行われていないかについての全国的な状況を調べるために、サンプル調査の手法について早急に検討を行うものとする。